

七戸町税務課からのお知らせ 《個人住民税の均等割額の引き上げについて》

◎平成26年度から個人町・県民税の均等割額が引き上げられます。

- 「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」が平成23年12月2日に公布(同日施行)され、臨時の措置として平成26年度から平成35年度まで10年間、町民税と県民税が年額で各500円引き上げられます。なお、町・県民税が非課税の方は、引き上げによる影響はありません。

区 分	平成25年度まで (現 行)	平成26年度から平成35年度まで (引き上げ後)
町民税(均等割)	3,000円	3,500円(500円増)
県民税(均等割)	1,000円	1,500円(500円増)
合 計	4,000円	5,000円(1,000円増)

■ お問い合わせ 『七戸町税務課 TEL0176-68-2113(課直通)』